

エポスカード加盟店規約

株式会社エポスカード（以下「乙」という。）と、GMOペイメントゲートウェイ株式会社（以下「甲」という。）が協議のうえ定めた基準に基づき、甲乙が承認した加盟店（以下「丙」という。）は、甲乙が定めたエポスカード加盟店規約（以下「本規約」という。）を遵守することに承諾するものとする。

第1条（加盟店）

1. 丙は、加盟申込時に申告した名称、住所（個人の場合は自宅）、電話番号、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に定める法人番号をいう。）、代表者の氏名および生年月日（以下「属性情報」という。）、取扱商品、販売方法等が変更となった場合は、遅滞なく甲に届け出るものとする。
2. 丙に追加・変更が生じる場合には、甲は事前に属性情報ならびに割賦販売法第35条の3の7各号のいずれかの行為に該当する行為の有無およびその内容、乙の会員（以下「会員」という。）からの苦情発生を乙が認識し甲または丙に協力を要請した場合は、当該行為を防止するために必要な体制の整備状況、会員の利益の保護に欠ける行為を防止するために必要な体制および苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備状況（以下「体制の整備状況等」といい、属性情報とあわせて「属性状況等」という。）の調査ならびに取扱商品、販売方法等の乙への通知を行うものとする。
3. 甲は、丙の属性情報について、1年に1回を目安として調査し、変更があった場合は当該変更があったと甲が認めた日および変更内容を、変更がない場合は調査実施日を書面または電磁的方法により記録、保存するものとする。
4. 甲および丙は、乙が営業状況その他本規約に規定する各条項の遵守状況等を調査しようとする場合、あるいは定期的報告を求めた場合は、これに協力し、または応じるものとする。
5. 甲は、丙が行う本規約に規定する信用販売について、丙と連帯して責任を負い、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙に対して何らの迷惑をかけないものとする。

第2条（信用販売）

1. 丙は、乙が指定する決済番号（以下総称して「決済番号等」という。）を所持する会員が、商品の販売、サービスの提供、その他丙の営業に属する取引を求めた場合は、本規約に従い、信用販売を行うものとする。丙は、信用販売の実施その他正当な事由がある場合を除き、会員に決済番号等の情報の提示を求めたり、割賦販売法第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」（クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号またはセキュリティコードその他のクレジットカードに付帯して会員に付与された番号、記号その他の符号を意味する）のいずれかを申告させる等の決済番号等の情報の取扱いを行ってはならないものとする。
2. 乙の提携関係または加盟関係に変動が生じたときは、乙の通知により前項の信用販売を行う決済番号等の範囲も変動するものとする。
3. 丙は商品券・印紙・切手、公序良俗違反の取引、法律上禁止されている商品および乙が別途指定した商品、サービス等については信用販売を行わないものとする。

第3条（信用販売の種類）

信用販売の種類は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、回数指定分割払い（3～36回）の中から甲乙および丙で取り決めたものとする。

第4条（信用販売の方法）

1. 丙が、会員と信用販売取引を行う場合は、その全件について、甲を介して、乙に対し、決済番号等を活用した売上承認の請求を行うものとする。ただし、別途乙が決済番号等の売上承認請求方法を定めた場合には、この限りではないものとする。なお、丙は、決済番号等の不正利用を防止する観点から、購入申込みを受けたときは、暗証番号の入力を求める等原則として乙が求める最新技術を用いた本人確認を適切に行い、決済番号等の不正利用防止に努めるものとする。
2. 丙が決済番号等の売上承認請求に基づく諾否の通知を受けたときは、乙より承認を受けた会員に対してのみ商品等を決済番号等により信用販売できるものとする。
3. 乙は、前2項による決済番号等の売上承認手続を経ていない信用販売に関しては、一切責任を負わないものとする。
4. 丙が、会員に事前に決済番号等を登録させ、定期的に信用販売を行う場合は、申込みを受けたときに、甲を介して乙に対して、乙所定の方法に従って決済番号等の有効性の確認を求め、乙から当該諾否に係る通知を受けるものとする。
5. 甲または丙は前項の規定による有効性の確認（以下「有効性の確認」という。）および第5条の確認を行って乙の承諾を得たものに限り、請求データを乙に送付するものとする。
6. 甲または丙は請求データの送付に先立ち、請求金額が、乙が指定する非通知請求限度額（フロアリミット）を超えている場合は、立替払を受けられるか否かについて、甲を介して乙に確認するものとする。
7. 第4項および第5項に定める乙の承諾は、決済番号等の有効性のみを保証するものであり、当該決済番号等に係る申込者が乙の会員本人であることを保証するものではない。
8. 丙は、本条に規定する信用販売により商品等を購入した会員に対して、商品の販売代金とサービス提供代金について手数料等を上乘せする等、現金客と異なる代金の請求をすること、および決済番号等の円滑な使用を妨げる何らの制限をも加えないものとする。また、正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額または一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いを行わないものとする。
9. 丙は、会員が障害者であるときも、何らの不利益な取扱いをすることなく、公平に処遇するものとするが、本条に規定する手続が困難と認める場合、電話その他の手段により、乙の指示を仰ぎ、その指示に従って処理するものとする。

第5条（月次定例の有効性確認等）

1. 丙は、第4条第4項および第5項に係る確認を行うときは、有効性の確認のため、甲が記録し、保管する情報（以下「洗替データ」という。）を、甲乙および丙が協議の上定める日に、甲を介して乙に月1回、送付するものとする。
2. 乙は、前項の規定により甲が送付した洗替データの有効性の確認（以下「月次定例の有効性確認」という。）を行い、洗替結果データ（乙が月次定例の有効性確認をした結果について作成

するデータをいう、以下同じ)を甲乙および丙が協議の上定める期限までに、甲および丙に通知するものとする。

第6条 (セキュリティ確保措置)

1. 丙は、信用販売に際して、決済番号等に関する情報、商品名、注文数等通信販売に関する情報(以下「取引情報」という。)について、SSL (Secure Socket Layer) 方式、その他乙の承認する方法によるセキュリティ確保措置を講じるものとする。
2. 丙が、前項において売上承認請求業務のために、会員の決済番号等の情報および取引情報を、コンピュータ間通信する場合には、次のいずれかのセキュリティ確保措置を講じるものとする。
 - ① 専用回線を使用した通信
 - ② インターネットを経由する場合はSSL方式等、暗号化による通信
 - ③ その他乙が承認する方式による通信

第7条 (不審な取引の通報)

1. 丙は、信用販売において、日常の取引から判断して異常で大量若しくは高価な購入の申込がある場合には、その旨を甲および乙に通知し、乙の指示に従うものとする。
2. 前項の場合において、乙が当該取引における決済番号等の使用状況の報告等の協力を求めた場合、甲および丙はこれに合理的な範囲で協力するものとする。
3. 丙は、第1項に規定する場合のほか、会員の利用状況、利用内容等に不審がある場合その旨を甲および乙に通知し、乙の指示に従うものとする。
4. 甲および丙は、前3項の場合に限らず、乙が会員の決済番号等の使用状況など調査協力を求めた場合、それに対して合理的な範囲で協力するものとする。
5. 甲および丙は、乙が決済番号等の不正使用防止に協力を求めた場合、これに合理的な範囲で協力するものとする。また、乙が依頼し、あるいは甲または丙が必要と判断した場合は、所轄の警察署に対し当該売上に関する被害届を提出することができるものとする。

第8条 (信用販売の円滑な実施)

1. 丙は、乙の事前の書面による承諾を得ている場合を除き、本規約において割賦販売法第35条の3の5に定める特定契約に該当するおそれのある取引を行わず、また特定商取引法、割賦販売法、消費者契約法その他本規約に関連する法律を遵守することを誓約するとともに、過去において法人またはその役員がこれらの法律による指示、罰則等を受けていないことを誓約するものとする。
2. 丙は、信用販売を行った場合、直ちに商品またはサービス等を会員に発送または提供するものとする。ただし、売上票記載の売上日に発送または提供することができない場合は、会員に書面(電子的書面を含む)をもって引渡し時期等を通知するものとする。
3. 甲および丙は、当該売上債権の立替金の請求手続を行った後に会員が割賦販売法および特定商取引に関する法律に定める信用販売の申込の撤回または信用販売の解除(クーリング・オフ)を行った場合には、直ちに乙に対し当該信用販売の取消の手続を行うものとする。
4. 甲および丙は、商品またはサービス等を複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、

当該売上債権の立替金の請求手続を行った後に会員が当該信用販売を解除したときは、直ちに乙に届け出るものとする。

5. 甲および丙は、商品またはサービス等を複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、丙の事由により引渡しまたは提供が困難となったときは、直ちにその旨を甲、会員及び乙へ連絡するものとする。

第9条（商品の発送等）

1. 丙は、第4条第2項において乙の承認を得たときは、速やかに丙の責任において会員の指定した商品等を引渡し、あるいは発送し、または提供するものとする。なお、商品等を発送する場合は、郵便、宅配その他安全な方法で引き渡すものとする。
2. 丙は、前項による速やかな商品等の引渡しまたは提供ができない場合、会員に対して引渡時期または提供時期を通知するものとする。
3. 丙は、信用販売の対象商品がソフトウェア等である場合は、会員にソフトウェア等をダウンロードさせ、これに対する乙の認めた方法による会員の購入承諾をもって商品等の発送とみなすものとする。
4. 丙は、会員に商品を引渡したときは、別途商品発送簿等により、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する書面等を整備し、会員に商品を引渡ししたことを証するものとして一定期間以上保管するものとする。

第10条（信用販売の責任）

丙が、第4条乃至第9条に定める手続きによらず信用販売を行った場合、甲および丙が一切の責任を負うものとし、乙の申出による第15条の規定の適用に服するものとする。

第11条（無効決済番号等の取扱い）

1. 丙は、乙から無効を通知された決済番号等による信用販売は行わないものとする。
2. 前項に違反して信用販売を行った場合、甲および丙が一切の責任を負うものとし、乙の申出による第15条の規定の適用に服するものとする。

第12条（立替金の請求および支払い）

1. 乙は、丙が本規約に基づき会員に対して信用販売を行った代金を、会員に代わり甲に立替払いするものとし、立替払いの履行と同時に売掛債権は乙に移転する。この場合、乙は、甲への支払いをもって、丙に対する支払義務を履行したものと見なされ、甲の丙に対する支払いの有無に拘らず、甲への支払い後は丙に対する支払義務を免れるものとする。ただし、乙は丙が信用販売を行った日から起算して61日以上経過して請求された代金については立替払いを取り消すことができ、乙が立替払いを取り消した場合には、甲は直ちに乙に当該立替金相当額を返還し、あるいは乙が甲への他の支払いから控除することができるものとする。
2. 丙は、本契約に規定する方法により信用販売を行った際、丙または甲が所定の確認手続を行わなかったために不正利用が発生した場合には、乙は前項と同様に処理を行うことができるものとする。
3. 乙から甲に対する立替払金の支払いは、以下の表に基づいて行うものとし、当該信用販売代金

から次条に定める手数料を差し引いた金額の合計額（相殺がある場合は、相殺後の金額）を甲の指定する金融機関口座に振込むものとする。なお、支払日は、15日が金融機関の休業日の場合は翌営業日、月末が金融機関の休業日の場合には前営業日とする。

- ① 1回払い、2回払い、リボルビング払い、回数指定分割払いは、次のとおりに支払うものとする。

売上データ到着日	締切日	支払日
当月1日～15日迄	当月15日	当月末日
当月16日～末日迄	当月末日	翌月15日

- ② ボーナス一括払いは、次のとおりに支払うものとする。

	取扱期間	締切日	支払日
夏期	1月1日～7月31日まで	7月31日	8月15日
冬期	8月1日～12月31日まで	12月31日	1月15日

第13条（商品の所有権の移転）

丙が会員に信用販売した商品の所有権は、乙が第12条の規定に基づき当該代金を甲に支払ったときに丙より乙に移転するものとする。

第14条（会員との紛議）

1. 甲および丙は、会員に対して提供した商品またはサービス等に関し、会員との間で紛議が生じた場合、乙に通知のうえ、遅滞なく紛議を解決するものとする。また、発生した苦情に関する調査を、乙が行おうとする場合は、甲および丙はこれに合理的な範囲で協力するものとし、乙が改善を求めたときは、苦情の再発防止策を講じるものとする。
2. 甲および丙は、第1項の紛議の解決にあたり、会員に対して当該利用代金を直接返還しないものとする。
3. 第1項の紛議を理由に会員が当該利用代金の支払いを拒否した場合は、当該利用代金の立替金が甲に支払われていないときは、乙は紛議が解決するまで甲に対する当該代金の支払いを保留できるものとする。この場合、保留した支払代金について遅延損害金は発生しないものとする。また、立替金が支払済みの場合は、第12条第1項の乙が立替払いを取り消した場合と同様に取扱うものとする。
4. 第1項の紛議が解決した場合、乙は当該立替金を甲に支払うものとする

第15条（立替金支払いの拒絶）

1. 甲または丙からの売上票または売上データが正当なものでない場合や不実不備があった場合、または丙が本規約に反して行った信用販売が判明した場合、あるいは、会員から自己の利用によるものではない旨の申し出があり、甲乙および丙が相応の調査を行なった結果、会員の申し出が正当であると判断した場合、乙は売上票単位で当該信用販売代金に係る立替金の支払いを拒絶できるものとする。なお、当該立替金が甲に支払済みであった場合は、乙の申し出に従い、第12条第1項の乙が立替払いを取り消した場合と同様に取扱うものとする。

2. 乙が、甲または丙に前項の支払拒絶の事由への該当の疑いを認めた場合、乙はその調査が完了するまでの間、立替金の支払いを留保することができるものとする。立替金が支払済みの場合は、前項と同様に取扱うものとする。
3. 第12条第3項により甲または丙が購入等申込時データの提出を認められているにもかかわらず、速やかに提出しない場合は、第1項と同様に取扱うものとする。

第16条（地位の譲渡）

2. 1. 甲および丙は、乙に対して書面による事前承諾なく、本規約上の地位を第三者に移転し、または本規約により生じた自己の権利義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡し、もしくは第三者の担保に供してはならないものとする。甲および丙の主要株主の変更、または他の法人との合併、あるいは会社分割等により、法人としての実質的同一性が失われる場合は、事前に乙に書面で通知し、その承諾を得るものとする。

第17条（営業秘密等の守秘義務等）

1. 甲および丙は、相手方から開示を受け、かつ開示の際に秘密である旨を明示した技術上又は営業上の情報、本契約の存在及び内容その他一切の情報（以下、「秘密情報」という）を、善良な管理者の注意義務をもって秘密に保持するものとし、相手方の書面による事前の承認を得ることなく、公表又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、秘密情報を本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。なお、秘密情報には、乙より甲宛に提供する事務連絡票その他の書類（電子的書類を含む）に記載された情報等が含まれるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、情報を受領した者（以下、「受領者」という）は、本契約に従事する必要最小限の役員又は従業員（乙につき、そのグループ会社の役員又は従業員を含む）、もしくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して、秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、前項と同様の義務を負わせることを条件に、受領者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができるものとする。
3. 前項に定める他、裁判所、行政機関又は法令等により、秘密情報の開示を要請された場合、当該裁判所、行政機関又は法令の定める開示先に対し、必要最小限の範囲で秘密情報を開示できるものとする。但し、かかる要請を受けた当事者は、当該要請を受けた旨を相手方に直ちに通知するものとする。
4. 次のいずれかに該当するものについては、秘密情報から除外されるものとする。
 - ① 受領者が相手方から開示される前から保有していたもの
 - ② 相手方から開示された時点で既に公知であったもの
 - ③ 相手方から開示された後、秘密保持義務を負うことなく、受領者が第三者から正当に入手したもの
 - ④ 受領者の責に帰すべからざる事由により公知となったもの
 - ⑤ 受領者が秘密情報に触れることなく独自に開発したもの
5. 甲および丙は、秘密情報を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、各々、自ら支配が可能な範囲において当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うも

のとする

6. 甲および丙は、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合に相手方の要請があるときは、法令上保存義務があるものを除き、その内容に従い返却または廃棄するものとする
7. 本条の定めは本規約による契約終了後も有効とする

第18条（個人情報の守秘義務等）

1. 甲および丙は、甲および丙が知り得た会員の個人に関する一切の情報（以下「個人情報」という。）を、秘密として保持し、乙の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本規約に定める目的以外に利用しないものとする。ただし、会員から決済番号等の利用との関連性なく、直接に利用目的を告げて提供を受けた情報は、本項の対象外とする。
2. 甲および丙は、第2条に規定する信用販売を行う際に会員の決済番号等の情報を知り得た場合、謄写あるいは他の書類、端末等に転記し、または入力することはできないものとする。
3. 第1項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとする。
 - ① 甲および丙が乙から直接受け取った乙の会員の個人に関する情報
 - ② 乙を経由せず、甲および丙が受け取った乙の会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）
 - ③ 決済番号等を利用することで甲および丙が知り得た乙の会員の個人に関する情報（取引情報、残高情報等）
4. 甲および丙は、各自が保有する個人情報を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、乙の支配が可能な範囲を除く個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとする。
5. 甲および丙は、個人情報をその責任において万全に保管し、本規約による契約が終了した場合、個人情報を保有しているときには、直ちに、乙に返却するものとします。ただし、乙の要請があるときは、その内容に従い返却または廃棄するものとする。
6. 乙は、甲および丙ならびにその代表者（以下これらを総称して「甲丙等」という。）の情報を、本規約の目的以外には利用せず、また紛失・漏洩のないよう厳重なる管理を行うものとする。
7. 本条の定めは本規約による契約終了後も有効とする。

第19条（委託の場合の決済番号等の情報の取扱い）

1. 甲および丙は、本規約に関わる業務処理を第三者に委託する場合には、乙の事前の承認を得たうえで、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し委託先に本契における甲および丙と同様の機密保持義務を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとする。なお、当該委託先の行う業務について、甲および丙は乙に対して全ての責任を負うものとする。
2. 甲および丙は、決済番号等の情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者が自身と同水準の決済番号等の情報の管理体制を備えていることを確認するとともに、次の基準を充足するものとする。なお、委託先の行う業務について、当該委託を行った甲または丙は、乙に対して全ての責任を負うものとする。
 - ① 委託先に対して、自身が負う責務と同等の決済番号等の情報に関して広く推奨される適切な手法による管理義務を課すこと

- ② 委託先に対して、自身が実施するものと同程度の高い広く推奨される管理方法、管理措置を講じさせ、また技術革新等により方法等を変更せしめる旨を契約書に明記すること
 - ③ 委託先の決済番号等の情報の取扱状況を定期的に、また必要に応じて確認し、必要な指導および監督を行うこと
 - ④ 再委託を禁止する旨を契約書に明記すること
 - ⑤ 委託先で決済番号等の情報の紛失、漏洩もしくは滅失等が発生し、またはそのおそれが生じた場合には、第30条に規定に準ずる報告、原因究明調査、二次被害・再発防止策の策定等およびその結果報告を行わなければならない旨を契約書に明記すること
 - ⑥ 委託先に対する第30条の規定に準ずる調査権限を保持する旨を委託契約に明記すること
 - ⑦ 受託者が委託契約に定める決済番号等の情報の取扱いに関する規定に違反した場合、甲は委託契約を解除できる旨を契約書に明記すること
3. 本条の定めは本規約による契約終了後も有効とする。

第20条（第三者からの申立）

1. 個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し、乙の会員を含む第三者から、訴訟上または訴訟外において、乙に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、甲および丙は当該申立の関係者へのヒアリング、関係書類の調査等、調査解決等につき、合理的な範囲で乙に協力するものとする。
2. 前項の第三者からの乙に対する申立が、甲または丙の責による場合、甲および丙は、乙に全面的に協力するものとし、乙が当該申立を解決するのに要した合理的な費用は、当該責を負う者が負担するものとする。
3. 本条の定めは、本規約による契約終了後も有効とするものとし、営業秘密等の滅失・毀損・漏洩等に関し、第三者から甲および丙または乙に対する損害賠償等の申立がなされた場合に準用されるものとする。

第21条（契約の解除）

甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。また、丙についても、個別に適用されるものとする。

- ① 本規約の条項に一つでも違反したとき
- ② 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき
- ③ 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき
- ④ 第三者より仮差押、仮処分又は差押等の強制執行を受けたとき
- ⑤ 破産、会社法上の特別清算、民事再生又は会社更生の手続開始の申立てがあったとき
- ⑥ 公租公課の滞納処分を受けたとき
- ⑦ 解散、合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
- ⑧ 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めることができる相当の事由があるとき
- ⑨ 本契約に関連する法律等に違反していることが判明したとき
- ⑩ 本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

⑪ その他上記①～⑩に準ずる事由があるとき

第22条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 甲乙および丙は、自らおよび親会社・子会社等の関係会社、その役員・従業員等が次の事項のいずれにも該当せず、また将来においても該当しないことを相手方に確約するものとする。

- ① 暴力団（その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体）
- ② 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ③ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
- ④ 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
- ⑤ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
- ⑥ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
- ⑦ 特殊知能暴力集団等（①～⑥に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
- ⑧ 上記①～⑦に掲げるもの（以下、「暴力団員等」という）の共生者（暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、又は暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配し、又は経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者）
- ⑨ その他上記①～⑧に準ずる者

2. 甲、丙または乙。が前項各号のいずれかに該当した場合に、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができるものとする。

3. 前項の規定により、本契約を解除した場合には、他方当事者に損害が生じても、なんらこれを賠償又は補償をすることは要せず、また、かかる解除により、解除をした当事者に損害が生じたときは、他方当事者はその損害を賠償するものとする。

4. 本条の定めは本規約による契約終了後も有効とする。

第23条（損害賠償）

1. 甲または丙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合には、民法の規定に従い、相手方に生じた損害を賠償するものとする。

2. 本条の定めは本規約による契約終了後も有効とする。

第24条（解約）

甲、丙または乙が、相手方の規約違反以外の事由により本規約による契約を終了しようとする場合には、書面をもって3ヶ月以前に相手方に予告することにより、相手方に対し、契約の終了に関して何らの賠償義務を負うことなく、本契約を解約することができるものとする。

第25条（加盟店情報の利用・登録・共同利用の同意）

1. 甲丙等は、加盟申込時における審査、加盟後の適正についての再審査、その他乙の取引上の判断のために、以下の情報（以下これらを総称して「加盟店情報」という。）を乙が適切な保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意するものとする。
 - ① 契約申込時や加盟後に届け出た、甲丙等の名称・所在地・電話番号・法人番号等
 - ② 契約申込時や加盟後に届け出た、代表者氏名・生年月日・住所等の個人情報
 - ③ 申込日、取扱商品、販売形態、営業許可内容、業種等の加盟申込みに係わる事実
 - ④ 本契約に基づく取引情報（信用情報含む）
 - ⑤ 甲丙等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票や商業登記簿謄本等、公的機関が発行する書類の記載事項
 - ⑥ 官報に記載された情報等、公開されている情報
 - ⑦ セキュリティ対策の実施内容
2. 甲丙等は、乙が本契約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託することに同意するものとする。
3. 甲丙等は、乙が以下の目的のために加盟店情報を利用することに同意するものとする。
 - ① 乙が本契約に基づいて行う業務
 - ② 乙のクレジット関連事業における市場調査・商品開発
 - ③ 甲丙等に関する宣伝物・印刷物の会員宛送付等、または、電子媒体等への掲載
4. 甲丙等は、甲、丙およびその代表者等に関する情報または加盟申込みに係わる事実取引情報が、別紙Ⅰに規定する乙が加盟する加盟店情報機関（加盟店の客観的な取引情報を交換するための機関）に別紙Ⅰに規定する表に定める期間登録され、別紙Ⅰに規定する表に定める「共同利用の範囲」で、別紙Ⅰに規定する表に定める「共同利用の目的」のために、加盟店情報機関の加盟会員により共同利用されることに同意するものとする。
5. 甲丙等は、乙が加盟する加盟店情報機関の加盟会員が、甲、丙およびその代表者等に関する情報が登録されている場合には、甲の入会審査および加盟店契約締結後の管理等、別紙Ⅰに規定する表に記載する「共同利用の目的」の範囲で、乙の自己の取引上の判断のために、それを共同利用することに同意するものとする。
6. 甲丙等は、加盟店情報機関に登録された加盟店情報が、不正取引の排除・消費者保護のための加盟店申込審査・加盟後の管理・加盟店情報の正確性維持のための開示・訂正・利用停止等のために、加盟店情報機関の加盟会員により共同利用されることに同意するものとする。
7. 乙が加盟する、加盟店情報機関の名称、住所、問合せ番号、受付時間及びホームページアドレスは、別紙Ⅰに記載するものとする。
8. 乙が加盟する、加盟店情報機関に登録される情報項目や登録される期間、及び利用目的は、別紙Ⅰに規定する表に記載するものとする。
9. 乙が、新たに加盟店情報機関を追加する場合は、書面その他の方法により甲に通知するものと

する。

第26条（加盟店情報の開示・訂正・削除等）

1. 甲丙等は、乙および乙が加盟する加盟店情報機関に対し、加盟店情報の開示・訂正・削除等に関する手続きや問合せをすることができるものとする。
 - ① 乙に手続きや問合せをする場合には、別紙Iに記載の乙お問合せ窓口に連絡するものとする。
 - ② 乙が加盟する加盟店情報機関に手続きや問合せをする場合には、別紙Iに記載の加盟店情報機関に連絡するものとする。
2. 万一、加盟店情報の内容が事実でないことが判明した場合、乙は速やかに訂正・削除等の措置（乙が加盟店情報機関に登録した情報に関する加盟店情報機関への申請を含む）を講じるものとする。

第27条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）

乙は、甲丙等が契約申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および第25条の内容の全部または一部を承認できない場合、加盟を拒絶し、または当事者と誠実に協議のうえ契約解除手続をとることができるものとする。

第28条（契約不成立時及び終了後の利用）

本規約による契約が不成立の場合であっても、本申込みをした事実は、本規約による契約の不成立の理由の如何を問わず、第25条に定める目的に一定期間利用されるが、それ以外に利用されることはないものとする。また、本規約による契約終了後も、第25条に定める目的および開示請求等に必要範囲で乙所定の期間利用されるものとする（この場合、乙は第17条に定める守秘義務を負うものとする。）。

第29条（決済番号等の情報の適切な管理）

1. 甲および丙は、決済番号等の情報の適切な管理を行うため、本規約に基づき知り得た会員のカード番号、有効期間その他の情報を、本規約による契約の目的以外に利用したり、漏洩あるいは第三者に提供することのないよう適切に管理するものとし、社内規定の整備あるいは従業員等への教育等安全管理に関する一切の措置を講じたうえで、厳密に管理しなければならないものとする。また、前記の目的をより適切に遂行するため、甲および丙は、決済番号等の情報の非保持化その他これと同等の措置を講じるものとする。なお、技術の進展等に応じた新たな措置を乙が求めた場合は、これに応じるものとする。
2. 甲および丙は、決済番号等の情報を適切に管理するための方法等を変更しようとする場合（決済番号等の情報の不正利用を防止するための方法等の変更をしようとする場合も含む）は、事前に乙と協議しなければならないものとする。
3. 甲乙および丙の責に帰すべき事由により、会員のカード番号、有効期間その他の情報が本規約の目的外に利用され、あるいは漏洩または第三者に提供されたことにより、甲乙および丙または会員が損害を被った場合、甲乙および丙のうち上記責めに帰すべき者は当該損害を賠償しなければならないものとする。

4. 本条の規定は、本規約による契約終了後も有効とする。

第30条（事故等の報告、対応等）

1. 甲または丙（委託先を含む）が保有する会員の決済番号等の情報が漏洩、毀損もしくは滅失し、またはそのおそれが生じたときは、遅滞なく次の措置をとらなければならないものとする。
 - ① 事実確認、発生原因の調査および二次被害・再発の防止策の立案、実行、公表・通知
 - ② 被害拡大が懸念される場合における対応措置
 - ③ 乙に対する上記①、②の事項の報告（事前報告、経過報告、結果報告）
 - ④ 甲および丙が上記措置を行わない場合に乙が代替して行うことの承諾
2. 前項に規定する事項の発生、または甲または丙が決済番号等の情報の管理等本規約に違反している疑いがある場合、あるいは顧客からの苦情が多発している場合その他乙が必要と判断した場合、乙は自らまたは委任者として、甲または丙に対して必要な調査を行うことができるものとし、甲または丙はこれに合理的な範囲で応じるものとする。このとき、乙が行う調査は、口頭でのヒアリング、文書の提出、立入検査等事案に応じた方法で実施するものとする。
3. 乙は、次の場合には、甲または丙に対して、期間を定めて是正または改善のために必要な計画の策定および実施をもとめることができるものとし、甲または丙はこれに合理的な範囲で応じるものとする。
 - ① 甲または丙が第29条第1項に規定する義務を履行せず、または甲または丙の委託先が第19条に規定する義務を履行せず、あるいはそのおそれがあるとき
 - ② 甲または丙（委託先を含む）の保有する決済番号等の情報が紛失、漏洩もしくは毀損し、あるいはそのおそれがある場合に、甲または丙が第1項第1号乃至第2号に規定する義務を履行しないとき
 - ③ 甲または丙が第4条第1項に規定する不正利用防止措置を行わず、あるいはそのおそれがあるとき
 - ④ 丙が行った信用販売において不正利用が行われ、甲および丙が第2項に規定する対策を講じないとき
 - ⑤ 前各号に掲げる場合のほか、甲または丙に関する苦情の発生状況等に基づき、乙が、その是正改善のために必要な措置を講じることを甲および丙に求めることが義務付けられるとき
4. 乙が前項の規定に基づいて甲及び丙に計画の策定、実施を求めた場合において、その策定、実施が行われず、あるいは不十分と認められるときは、乙は、甲および丙と協議のうえ、必要と認められる事項を提示し、その実施を求めることができるものとする。甲および丙は、乙から前記の求めがあった場合は、これに合理的な範囲で応じるものとする。
5. 決済番号等の情報以外の会員の個人情報情報が漏洩、滅失もしくは毀損した場合には、第1項の規定を準用するものとする。

第31条（規約の変更）

1. 本規約の変更については、甲乙協議の上決定するものとする。
2. 本規約の変更後、丙が会員に対し決済番号等による信用販売を行ったときは、丙が変更事項を承認したものとみなす。

2025年4月1日制定

別紙 I

[乙が加盟する加盟店情報機関の名称、住所、問合せ番号、受付時間、ホームページアドレス]
名 称 一般社団法人 日本クレジット協会 加盟店情報交換センター (JDMセンター)
住 所 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル
電話番号 03-5643-0011(代表) FAX 03-5643-0080 月曜～金曜日 午前 10 時～午後 5 時
アドレス <https://www.j-credit.or.jp/>

なお、加盟店情報機関の業務内容、入会している企業名等は、加盟店情報機関のホームページ (上記アドレス参照)に記載されております。

登録・共同利用 する情報の内容	<ul style="list-style-type: none">①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由②個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対しておこなった措置 (クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。)の事実及び事由⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの (該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。)に係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報⑥利用者等 (契約済みのものに限らない) から JDM 会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報 (当該行為と疑われる情報及び当該行為がおこなわれたかどうか判断することが困難な情報を含む。)⑦加盟店がおこなったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報⑧行政機関が公表した事実とその内容 (特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等) について、JDM センターが収集した情報⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日 (法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日)。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日 (法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日) を除く
--------------------	---

共同利用者の 範囲	一般社団法人日本クレジット協会の会員であり、かつ、JDM会員である、 包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード 番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター ※JDM会員は、協会のホームページに掲載しています。 https://www.j-credit.or.jp/
登録される期間	登録した日から5年を超えない期間
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情 報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑い がある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関 する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにク レジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利 用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という）に支障 を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管 理等に必要な加盟店に関する情報を、当社がJDMセンターに報告すること 及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契 約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにク レジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発 展と消費者保護に資することを目的とする
共同利用の 管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル 加盟店情報交換センター（JDMセンター） 代表理事 松井 哲夫

[乙お問合せ窓口]

名 称 株式会社 エポスカード 審査部

住 所 東京都中野区中野3-34-28 マルイグループ南口別館

電話番号 03-6800-0177